

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令

の外貨債の発行に関する法律（昭和三十三年法律第七百七十八号）第四条第一項に規定する利子等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年三月三一日政令第九九号）抄

第一条 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

一　所得稅法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者で事業（同項第八号の四に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行うもの

二　法人稅法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号に規定する外國法人で事業（同條第十二号の十九に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行うもの

三　法人稅法第二条第八号に規定する人格のない社團等で同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの

四　法人稅法第二条第八号に規定する人格のない社團等で同法の施行地外に本店又は主たる事務所を有するもののうち、同法の施行地において同條第十三号に規定する収益事業を営むもの

特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令、第十九条の規定による改正後の外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令又は第二十条の規定による改正後の明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令の規定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの場合に規定する公債又は外貨債の利子について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子については、なお従前の例による。

（平成二六年三月三一日政令第一号）

附則（平成二六年三月三一日政令第一
三八号）抄

施行規則
第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定むる日から施行する。

この政令は昭和三十七年四月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月八日政令第一二二号）

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の産業投資特別会計の貸付の財源に充

てるための外貨債の発行に関する法律に基く外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受ける者の範囲を定める政令の規定は、この政令の施行の日以後に支払を受けるべき利子等（産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため

三
（一）自次の改正規定（「／第三条の三 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡（第一百三十六条の三）／第三条の四 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第一百三十六条の四）／第三条の三 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第一百三十六条の三）」に改める部分を除く。）、第一条の改正規定、第四条の三の次に一条を加える改正規定、第九条第一項第一号ホの改正規定（「並びに」を「及び

四一號抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一三略 四 目次の改正規定（第一号に掲げる改正規定）

及び前号に掲げる改正規定を除く。）、第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える

第一項の改正規定、同条の改訂に一項を加え、改正規定、第八条第二号の改正規定、第十七条の改正規定、第五十五条第二項第二号の改正規定、第八条第二号の改正規定、第十七条の改正規定、第五十五条第二項第二号の改正規定、

正規定、第二百二十一條の次に五条を加える
改正規定、第二百二十二条の改正規定、第一

百二十二条の二の改正規定（同条第三項第一号中「配当等」の下に「又は同法第九条の九

第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する未成年者口座内上場未代等の配当等を加える部分を

口座内上場株式等の「配当等」を加える部分を除く。）、第二百二十四条第一項の改正規定、第三百二十五条の次二二五条を加える（改三項）。

第二百二十五条の次に十五条を加える改正規定、第二百二十六条第三項の改正規定、第二百五十八条の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百七十九条の改正規定、第二百八十条（見出しを含む。）の改正規定、第二

次項」を加える部分及び同項第二号に係る部分を除く。)、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十四項とし、同項の次に一項を加える改正規定(同条第二十二項を同条第十四項とする部分を除く。)、同条第二十一項の改正規定(第十九項)を「第二十一項」に改める部分を除く。)、同条第二十項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同条第十七項の改正規定、同条第十六項の改正規定(同項第一号中「第十项」を「第二十項」に改める部分を除く。)、同条第十五項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同条第十二項各号の四の改正規定、同令改正規定、同令第四条の四の改正規定、同令第八条第一項第一号への改正規定(「第六十一条の二第八項」を「第六十一條の二第九項」に改める部分及び「同条第十項」を「同条第十一項」に改める部分を除く。)、同項第五号の改正規定、同項第六号の改正規定、同項第十号の改正規定(「第四条の三第六項第一号」を「第四条の三第三項第一号」に、「第一百九十九条第一項第九号」を「第一百九十九条第一項第十号」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定(「同条第六項第一号」を「同条第六項第一号イ」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「同条第十六項第一号」を「同条第十八項第一号」に改められた部分を除く。)、同令第九条第一項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同条第二项第一号への改正規定、同項第三号イの改正規定、同令第二十三条第三項第七号の改正規定、「株式交換」〔を「金銭等不交付株式交換〔に改める部分に限る。〕」、同項第一号を同項第十二号とする改正規定、同項第十号を同項第十一号とする改正規定、同項第九号の次に一号を加える改正規定、同令第六十一条の四の表の第二号の第一欄及び第六十六条の二の表の第二号の第一欄の改正規定、同令第六十九条に二項を加える改正規定(第十九項に係る部分に限る。)、同令第七十条第一号の改正規定、同令第七十二条の三の改正規定(「新株予約権」を「特定新株予約権又は承継新株予約権」に改める部分に限る。)、同令第一百一十二条の一(見出しを含む。)の改正規定(同条第五項中「の額」の下に「第七十一条の三第一項(確定した数の株式を交付する

旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等)に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額。(以下この項において同じ。)に相当する金額」を加える部分を除く。)、同令第百十一条の三(見出しへ含む。)の改正規定、同令第百十二条第三項の改正規定、同条第七項ただし書の改正規定、同令第百十三条の二第五項第一号の改正規定、同令第百十九条第一項第五号の改正規定、同令第十四項の改正規定(「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める部分に限る。)、同令第百九条の十第二項の改正規定(「合併等が」の下に「同条第二項に規定する金銭等不交付合併に該当する」を加え、「適格株式交換」を「同条第九項に規定する金銭等不交付株式交換に該当する適格株式交換等」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定、同令第百十九条の十一の二第二項第二号の改正規定、同項第五号の改正規定(「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の二第九項」に改める部分を除く。)、同令第百二十二条の十二の改正規定、同令第百二十三条の十第一項の改正規定、同条第十三項の改正規定(「同令第百三十九条の十一の二第三項の改正規定(「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に改める部分に限る。)、同令第百四十五条の二第二項の改正規定、同令第百四十五条の五第三号の改正規定、同令第百七十六条の改正規定、同令第百七十九条第三号の改正規定、同令第百八十四条第四項の改正規定(「合併」を「金銭等不交付合併」に改める部分及び「株式交換」を「金銭等不交付株式交換」に改める部分に限る。)、同条第五項の表第百十九条第一項第五号(有価証券の取得価額)の項の改正規定(「交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は

当該親法人の株式」を「の株式」に改める部分に限る。）並びに次条第二項並びに附則第七条、第九条第二項、第十条第一項、第十五条及び第二十五条の規定 平成二十九年十一月一日